

第12号

つくる会ニュース



「つくる会」イメージキャラクター



「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」の活動状況を報告します！

自治基本条例は、住民参画や住民協働、情報の共有など、まちづくりの基本原則を定め、自治体運営のルールとなるものです。

そのルール（条例）の素案づくりを、現在、公募の町民のかたを中心とする「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」が行っています。

今回は、第12回の「全体会議」と「ワークショップ」の活動内容を皆さんにご報告します！

前回に引き続き、これまでの全体会議とワークショップで、仮に仕分けした、「条例」の素案に盛り込む項目案について、それぞれの具体的な中身（内容）とその理由（なぜ、その内容を盛り込みたいのかなど）について議論しました。

第12回全体会議及びワークショップ

3月6日（土）に庁舎会議室において、「つくる会」の第12回全体会議とワークショップが行われました。

全体会議・ワークショップの内容

- 1 前回議論した条例の素案に盛り込む大項目「(住民) 市民」の中項目「住民(定義)」、「権利」、「責務」及び大項目「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」について、「作業部会」が作成した条例の素案のたたき台の案を基に全体で確認・検討しました。
- 2 条例の素案に盛り込む項目案の大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」について、牛山教授から法制上のアドバイスをいただきながら、事前に各委員が検討した素案に盛り込みたい内容とその考え方（理由）などを集約し、議論を進めました。

● 仮に仕分けした、「条例」の素案に盛り込む項目案（今回議論した項目部分）

大項目	中項目
IV 行政	行政の責務、町長の責務、職員の責務、(行政組織のあり方)、(財政)

今回議論した内容

【行政の責務・町長の責務・職員の責務】 理念の実現に向けて、行政、町長、職員がそれぞれ担うべき役割(果たすべき責任)とはどういうものか など

【(行政組織のあり方)】 理念の実現に向けた行政組織の在るべき姿とはどういうものか など

【(財政)】 白岡町が自立した地方自治を進め、その理念を実現するための財政のあり方 など

全体会議・ワークショップの結果

- 1 大項目「(住民) 市民」の中項目「住民〔定義〕」、「権利」、「責務」については、白岡らしさを出した条例にするためにも、今後、他の項目の検討結果により変わってくることも予想されることから、条例全体の方向性を見ながら、その段階で再度議論することとしました。

さらに、大項目「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」については、今回の全体会議で出た意見等を基に、「作業部会」において条例の素案のたたき台となる案を作成することになりました。

- 2 大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」について、次のとおり議論が行われました。



○各グループで議論された「行政」についての内容（抜粋）

Aグループ

【行政の責務】住民の信託に応えるために、自治の基本理念にのっとり、公平、公正で、かつ効果的で効率的な行政運営に努める。 など

【町長の責務】住民の信託に応え、誠実に町政を運営するために、住民主体の自治の推進に努める。 など

【職員の責務】全体の奉仕者として、住民自治の推進のために必要な知識、技能等の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行する。 など

【(行政組織のあり方)】住民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応する。 など

【(財政)】財源確保及びその効率的な運用及び効果的な配分を行い、費用対効果が得られるよう健全な財政運営を行う。 など

Bグループ

【行政の責務】情報を公開し、また説明責任を果たすため、公正で透明性のある住民主体の行政運営に努める。 など

【町長の責務】この条例を遵守し、町政を自治の基本原則に則って運営する。 など

【職員の責務】町民の自治の向上と町政への参画に努め、さらに地域単位の自治の向上に努める。 など

【(行政組織のあり方)】時代の要請に応えられる柔軟な運営と責任の明確化に努める。 など

【(財政)】使途を明確にし、短期的・長期的な展望に立って財政を運営する。 など

Cグループ

【行政の責務】住民の負託に応えるため、住民の視点に立った行政運営に努める。 など

【町長の責務】行政のリーダーシップを発揮し、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組む。 など

【職員の責務】自治の向上に向けた必要な能力開発と自己啓発に努め、住民との信頼関係を築きながら、町長の補助機関としての義務を果たす。 など

【(行政組織のあり方)】(他の中項目(行政の責務など)に集約する検討を行った。)

【(財政)】財政の効率的な運用及び長期的展望の健全育成と可視化に努める。 など

今後、議論された内容は、「作業部会」において集約を行い、条例の素案のたたき台となる案を作成し、それを基に全体で検討・議論していくことになりました。



この条例は、町民の皆さんでつくる条例です！

条例の素案については、町民の皆さんからもご意見等をいただきながら、さらに議論を深めていきたいと考えております（議論の内容によっては、大項目と中項目の変更・削除なども生じてきます。）。例えば…「その大項目と中項目は、これからの白岡町に必要なものなのか」、「このような内容にしたらどうだろうか」などできるだけ多くの皆さんの声をお聞かせいただき、その“想い”を、この素案に反映させていくことで、さらに「白岡町らしさ」を出した条例にしていきたいと考えています。

ぜひ、ご意見等を担当まで電話やファックス、メールなどでお寄せください。

今回、全体会議及びワークショップで議論され、全体で確認された詳細内容については、町のホームページに掲載するとともに、冊子にして役場庁舎や主な公共施設などに設置いたします。

この冊子を希望されるかたは、担当までご連絡ください。

問合せ 秘書広聴課 地域自治推進室 電話 92-1111（内線345）

FAX 92-9096 E-mail hisyokou@town.shiraoka.lg.jp

インターネットからは、

白岡町自治基本条例

検索

URL <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/kyodo/jichi.html>